

報道関係者 各位

平成 30 年 11 月 16 日

【照会先】

九州厚生局健康福祉部

地域包括ケア推進課

課長 山内 強

推進官 岩佐 裕之

電話 092-432-6784 (直通)

**「平成 30 年度第 5 回九州厚生局地域包括ケア市町村セミナー」
を 11 月 30 日に佐賀県で開催します
～高齢者における権利擁護を考える～**

厚生労働省九州厚生局は、平成 30 年 11 月 30 日（金）に、地域包括ケアシステム構築の推進を図ることを目的として、市町村の担当職員を対象に、平成 30 年度第 5 回九州厚生局地域包括ケア市町村セミナーを下記のとおり開催します。

記

1. 主 催： 九州厚生局
2. 共 催： 佐賀県
3. 開催日時： 平成 30 年 11 月 30 日（金） 13 時 00 分～17 時 00 分
4. 開催場所： 佐賀県庁 新館 11 階大会議室
(佐賀市城内 1-1-59)
5. テーマ： 高齢者における権利擁護を考える
6. ねらい： 高齢者権利擁護等推進事業については、これまでに様々な取り組みを行ってきたが、本事業を推進するためには、関係機関との連携、介護相談員等の外部の活用など考えられる。
本事業によりサービスの適正化、質の向上改善につながっている事例を紹介し、改めて制度の役割を考える。

7. 対象者： 九州厚生局管内の市町村職員等
(県庁職員、関係機関等の傍聴可)

8. プログラム概要

- ①開会挨拶 13:00～13:10【九州厚生局】
- ②行政説明 13:10～13:40【厚生労働省老健局認知症施策推進室】
「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドラインについて」
- ③実例報告 13:40～14:20【NPO法人市民後見人の会・ながさき】
「市民後見人の現状と課題について」
- ④実例報告 14:20～15:10【一般社団法人市民介護相談員なは】
「介護相談員の現状と課題について～市民介護相談員なは(沖縄県)の取り組みから～」
- ⑤グループ討議 15:20～16:50
- ⑥連絡事項 16:50～17:00

9. 取材にあたっての注意事項

- (1) 原則として、別紙1の「取材申込書」を事前に九州厚生局健康福祉部地域包括ケア推進課まで提出してください。
- (2) 当日の取材にあたっては、別紙2の「取材注意事項」に留意してください。

【参考】

○地域包括ケアシステムとは

地域包括ケアシステムとは「地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制」をいいます。

○市民後見人とは

一般市民から選任される成年後見人を指します。認知症や知的障害などで判断能力が不十分になった人に親族がいない場合に、同じ地域に住む市民が家庭裁判所から選任され、本人に代わって財産の管理や介護契約などの法律行為を行います。市民後見人の数はまだ十分ではなく、担い手を増やすため、自治体や関係団体等が積極的に養成研修を行っている地域もあります。

○介護相談員とは

市内の介護保険施設や在宅サービスの利用者宅を訪問し、行政から独立した第三者の立場で、直接利用者からの疑問や不安などの相談に応じ、事業所に伝える橋渡し役となって、問題解決に向けた活動を行います。